

第25期第14回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年9月5日(木曜日) 13:30~13:50

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第13番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第14番	伊藤繁次郎
第4番	塩見敏夫	第15番	真鍋篤俊
第5番	村上壽一	第16番	土岐典子
第6番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第9番	近藤美喜男
第2番	近藤孝志	第10番	千葉英明
第3番	加藤宏司	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治
第8番	神野明仁		

(3) 欠席委員

第7番	寺尾俊行	第4番	永易博隆
-----	------	-----	------

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
主任	井上貴清		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

◇

13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員17人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。台風10号が来るということでしたが、本土に上陸すると勢力が小さくなって、新居浜あたりは非常に危ないと言われておりましたが、風の被害もなく良かったと思います。これから、もしかしたら我々のところにも被害があるようなことがあるかもしれないので、気を付けないといけないなと思いました。台風が過ぎて、朝晩は以前よりは涼しくなったと思います。二十四節季で言えば、明後日あたりは白露と言いまして、露がつき冷え込んで、秋が近くなっていくということです。気温が変わってきますが、体調管理には十分気を付けられて、農業委員会活動に御尽力いただきたいと思います。

それでは、ただいまから第14回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係の議案第1号から第4号までとなります。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において岡田悦明委員と安藤育雄委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「特定農地貸付けの変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第1号については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による変更申請で申請件数は1件です。

2ページをお開きください。

1番、実施主体は1-1さん。

内容は令和6年3月4日付け農業委員会総会にて承認を受けた内容から、農地面積が変更となるもので、変更後の農地につきましては、お手元に配布しております別紙1「特定農地貸付けの用に供する農地一覧」のとおりとなります。

今回の申請につきましては、一部農地の合意解約に伴い面積が減少するもので、周辺の農地への影響はなく、貸付規程等の変更もないことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の承認要件には影響しないものと考えます。

御審議よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「特定農地貸付けの変更について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は3件です。

4ページをお開きください。

36番と37番は譲受人が同一のため、併せて説明させていただきます。

申請地はいずれも大生院字銀杏之木、計6筆、合計面積4,118㎡、譲受人は2-1さん。

譲受人は農地所有適格法人として、8反8畝ほど農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後は水稲の作付けを予定しているとのことです。

5ページをお開きください。

38番、萩生字本郷、畑1筆、面積561㎡、譲受人は2-2さん。

譲受人は現在1町1反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後は季節野菜の作付けを予定しているとのことです。

以上、36番から38番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、36番及び37番は渡邊勝俊委員から、38番は高橋秀実委員から、それぞれ報告をいただきます。まず、渡邊勝俊委員お願いします。

【渡邊委員】

36番、37番について説明します。申請地の1筆は、耕作されています。水稲とさといもを作付けしております。もう1筆は、草が生えておりますが、現所有者が定期的に草刈りしておりますので、すぐにでも耕作できる状況になっております。申請地の周囲は、申請者がすでに作付けしておりますので、許可後も特に問題はないと思われま

御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

次に、高橋秀実委員お願いします。

【高橋委員】

38番について説明させていただきます。8月17日に現地の確認と譲受人と会って話をしました。譲受人はさつまいもやオクラ等を栽培して、JAに出荷しています。境界につきましては、譲受人の自宅の西側に隣接していて、あとは農道とコンクリート畦畔に囲われておりますので、特に問題はありません。耕作意欲につきましても、1町1反あまりの田畑を耕作されておりますので、十分にあると思われま

ります。許可しても問題ないと思われまますので、御審議よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、36番から38番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

7ページを御覧ください。

6番、庄内町五丁目、田2筆、申請人は3-1さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしくお願ひします。

【藤田会長】

以上、6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は14件です。

9ページを御覧ください。

99番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は4-1さん。

内容は自己住宅1戸121.31㎡、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に神郷公園及び宮田内科が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

100番、星原町、田1筆、譲受人は4-2さん。

内容は貸し露天車置場、一体利用地として宅地149.54㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

101番、中西町、畑2筆、譲受人は4-3さん。

内容は自己住宅1戸61.07㎡、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立角野中学校及び循環器科林病院が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

102番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は4-4さん。

内容は宅地拡張、一体利用地として宅地175.21㎡、公衆用道路7.06㎡及び用悪水路12㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

103番、船木字国領、田1筆、譲受人は4-5さん。

内容は建売住宅2戸125.84㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判

断され、権利区分は所有権移転です。

104番、船木字坂ノ下、田4筆、譲受人は4-6さん。

内容は太陽光発電施設、一体利用地として用悪水路11m²があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページをお開きください。

105番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は4-7さん。

内容は露天資材置場、一体利用地として雑種地1,300m²があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

106番、中村一丁目、畑1筆、譲受人は4-8さん。

内容は宅地分譲2区画、一体利用地として宅地317.17m²があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

107番、船木字林ノ端、畑1筆、譲受人は4-9さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

108番、庄内町五丁目、田1筆、譲受人は4-10さん。

内容は宅地分譲3区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

109番、庄内町五丁目、畑1筆、譲受人は4-11さん。

内容は自己住宅1戸84.46m²、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

110番、庄内町五丁目、田2筆、譲受人は4-12さん。

内容は自己住宅1戸94.40m²、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

111番、庄内町五丁目、田1筆、譲受人は4-13さん。

内容は宅地分譲3区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、1,000m²以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

112番、政枝町三丁目、田3筆、譲受人は4-14さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、99番から112番までのいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、99番から112番までについて質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、14ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

これをもちまして、第14回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員